## 国民健康保険特別会計 ことばの解説

国民健康保険特別会計の決算の説明にあたり、主要な各項目のことばの解説を作成しました。なお、ことばに附番している番号(①、②、③など)は、資料4「令和6年度国民健康保険特別会計」の番号と関連していますので参考にしてください。

## 【歳 入】

- ①国民健康保険税:国保被保険者にかかる保険税。所得割、均等割(人にかかる)、平等割(世帯にかかる)で計算されたもの。
- ②使用料及び手数料:内容は国保税にかかる督促手数料。納期を過ぎた翌月 10 日以降は 督促手数料 100 円がかかる。
- ③国庫補助金: 国からの補助金。令和6年度は社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として3,334,000円の収入があった。 (内訳)
  - ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費 3,304,000円
  - ・マイナンバーカードの保険証利用勧奨チラシ印刷経費 30,000円
- ④普通交付金(県支出金): 医療費(療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費)の支出に対する交付金。見込みで交付され、翌年度実績により追加交付や返還が生じる。
- **〇特別交付金(県支出金)**: 市町村の財政状況、その他特殊要因や保険者の取組みに応じて 交付される。
  - ⑤保険者努力支援分:保健事業の取組みや収納率向上、ジェネリック医薬品に対する取組 など各保険者の取組みや実績状況に応じて交付されるもの。
  - **⑥特別調整交付金(市町村分)**: 芦屋中央病院で実施している保健事業(総合相談など) や芦屋中央病院の医療機械等の整備に係る事業に交付される。また、法改正に伴うシステム改修費などの費用も交付されている。
  - ⑦都道府県繰入金(2号分): 県が配点する特定健診、医療費指数、医療費抑制、収納率向上等により県内において町の状況がどうであるかにより交付される。
  - **⑧特定健康診査等負担金**:特定健診及び保健指導の費用に対して交付される。国 1/3、県 1/3 補助。

- **⑨財政安定化基金交付金**:保険料の収納不足が生じた市町村に対して県が貸付するもの。 原則3年間で返還する。
- ○一般会計繰入金:法令を根拠に一般会計から繰入れている法定繰入金とそうでない法定 外繰入金がある。
  - ⑩保険基盤安定繰入金: 低所得者の保険料軽減分を支援するもの(県 3/4、町 1/4)及び 低所得者数に応じ、保険税額一定割合を支援するもの(国 1/2、県 1/4)。
  - ①未就学児均等割保険税繰入金:国保税の未就学児にかかる均等割の 5 割軽減分に対するもの。(国 1/2、県 1/4)
  - ⑫職員給与費等繰入金:職員人件費と総務費に対するもの。
  - ③出産育児一時金繰入金: 出産育児一時金の支出に対するもの。支出の 2/3 を繰入れる。
  - **⑭財政安定化支援事業繰入金**:被保険者の応能割保険料負担能力の不足や高齢者の割合 が多い場合等に応じて基準額が算定される。
  - **⑤産前産後保険税繰入金**:出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間)の所得割保険税及び均等割保険税の減免分に対するもの。(国 1/2、県 1/4)
  - (16)その他繰入金:法定外繰入金

## 【歳 出】

- ①総務費:職員人件費及び国保事業にかかる総務費(消耗品費、通信運搬費、委託料など)
- ⑩療養給付費:医科、歯科、調剤等に対する保険給付費(保険者負担分7割~8割分)
- **⑩療養費**:柔道整復、あんま、はりきゅう、補装具に対する保険給付費(保険者負担分7割~8割分)
- **⑩高額療養費**:被保険者自己負担分の医療費が限度額を超えたものを高額療養費として 支給するもの。
- ②高額介護合算療養費: 医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に自己負担の年額を合算して超えたものを支給するもの。
- ②審査支払手数料:レセプトの審査支払事務にかかる手数料など
- ②出産育児一時金: 国保被保険者が出産した場合、分娩1件につき 50 万円を支給するもの。

- ②葬祭費: 国保被保険者が死亡した場合、葬儀をおこなったものに対し3万円を支給する もの。
- ②国民健康保険事業費納付金: 歳入の④普通交付金の財源となるもので、県が県全体の保険給付費をベースに被保険者数や医療費水準、所得水準などのそれぞれの市町村の要素を加え算定されている。後期高齢者医療を支える後期高齢者支援金と介護保険給付費を支える介護納付金も合わせて算定され、県に納めている。
- **⑥特定健康診査等事業費**:特定健診にかかる委託料や人件費(保健師、栄養士)など。
- ②保険衛生普及費: 芦屋中央病院で行っている保健事業(総合相談窓口)や医療費通知、 ジェネリック薬品普及促進通知の郵便料など。
- ②運営費補助金: 芦屋中央病院の医療機器等の整備に係る事業に対する補助金(⑥特別調整交付金市町村分)を芦屋中央病院へ支出するもの。